

本評議會ハ本評議會加盟ノ労働者若シテハ本評議會ニ加入スルニシテ、
本評議會ノ組織ニシテ、日本労働組合評議會ニ加入スルニシテ、
ニ加入スルノ組織ニシテ、

第四條 本評議會加盟組合ノ労働者ハ本評議會ニ加入スルニシテ、
組合員トシテ、本評議會ニ加入スルニシテ、

第五條 本評議會ハ、大連市ニシテ、日本労働組合評議會ニ加入スルニシテ、

第六條 本評議會加盟組合ノ労働者ハ、本評議會ニ加入スルニシテ、
労働者ハ、本評議會ニ加入スルニシテ、
労働者ハ、本評議會ニ加入スルニシテ、
労働者ハ、本評議會ニ加入スルニシテ、

第七條 本評議會加盟組合ノ労働者ハ、本評議會ニ加入スルニシテ、
労働者ハ、本評議會ニ加入スルニシテ、

第六條 本評議會加盟ノ組合ニシテ本評議會ノ目的、規約及決議
ニ違反シタルトキハ本評議會カラ脱退ヲ勸告スル事アルベシ
本評議會ガ爲シタル前項ノ勸告ニ異議アルトキハ中央委員會
ニ審議ヲ求ムルコトヲ得

第三章 機關

第七條 本評議會ニ左ノ機關ヲ置ク

- 一、大會
- 二、評議委員會
- 三、執行委員會
- 四、專門部

第八條 大會ハ本評議會ノ最高機關トス
一、大會ハ毎年日本労働組合評議會大會ノ直後ニ開催シ會長及
之ヲ召集ス

- 但シ評議委員會ガ必要ト認メタル時又ハ所屬組合員三分
ノ一以上ノ請求アリタル場合ハ臨時大會ヲ開クコトヲ得
- 三、大會ハ左ノ割合ヲ以テ選出サレタル代議員ヲ以テ構成ス